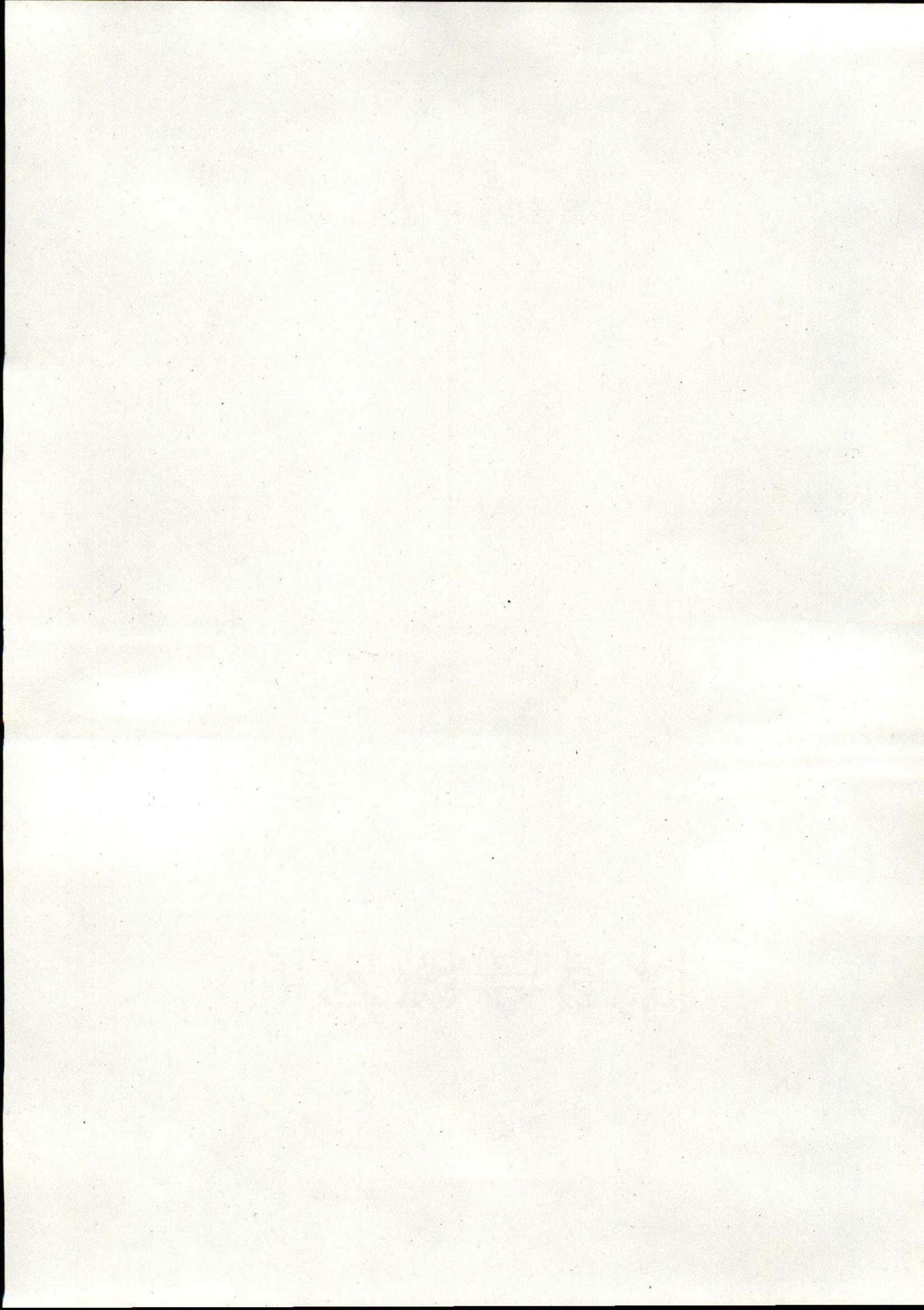


令和 3 年度

通常総会資料

(案)

千葉市中央区町内自治会連絡協議会



通常総会次第

1 功 劳 者 表 彰

2 会 務 報 告

報告第1号 令和2年度要望事項の報告について P1 ~ 6

3 議 案 審 議

議案第1号 令和2年度事業報告について P7 ~ 9

議案第2号 令和2年度収入支出決算について P10 ~ 12

議案第3号 令和2年度監査報告について P13

議案第4号 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則の一部改正（案）について P14 ~ 20

議題第5号 令和3年度役員（案）の承認について P21

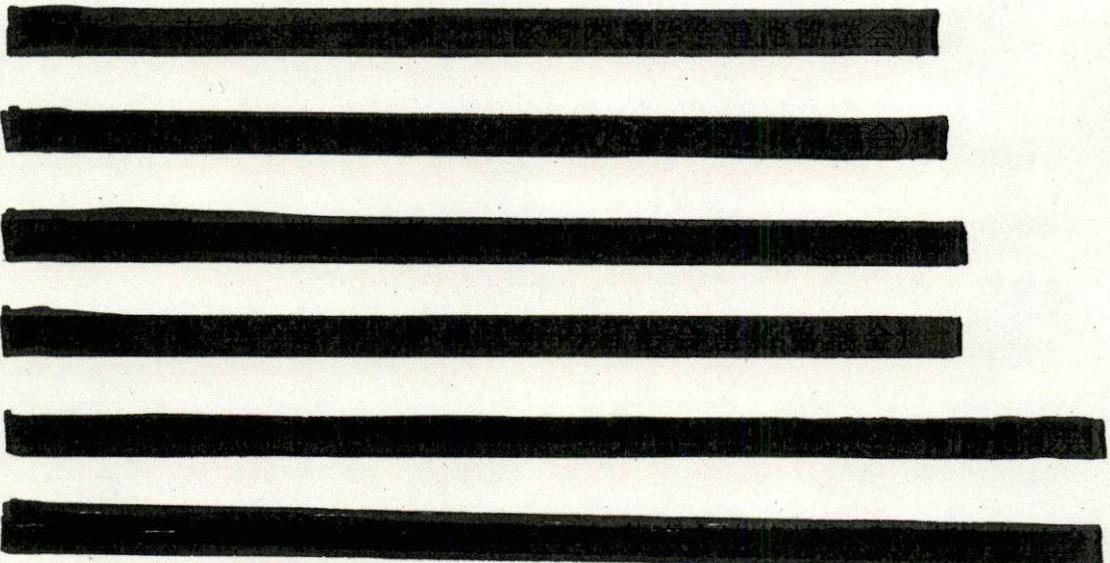
議案第6号 令和3年度事業計画（案）について P22 ~ 23

議案第7号 令和3年度収入支出予算（案）について P24 ~ 26

議案第8号 令和3年度議長及び監事の選任について P27

功 劳 者 表 彰 名 簿

被表彰者



報告第1号 令和2年度要望事項の報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
1	第5地区	<p>中央公園・通町公園の連結強化事業に合わせ モノレール駅名「葭川公園」を変更※</p> <p>平成28（2016）年、中央区のにぎわいを担っていた千葉パルコが、また翌年には永く千葉県、千葉市の高級消費のシンボルであった三越千葉店が営業停止、閉鎖され、千葉銀座、富士見などの千葉市の中心商店街の灯がさらに暗くなつた。一方、平成28年JR千葉駅の改築が竣工し、駅ビル内の店舗街が拡充され、乗降客以外の近隣住民も「エキナカ」へ押し寄せている。</p> <p>千葉市中心街の再興のためには、中心街への交通アクセスが生死を握っている。千葉銀座や富士見町などの中心街のモノレール近接駅は「葭川公園駅」であるが、読みの難しさや知名度の低さから、どこにあるかも知らない市民が大半である。一方、すぐそばの「中央公園」はさまざまなイベントが催され、文化センターなどの文化施設にも近く、市民の集いの中心になっているが、その近接駅は知られていない。</p> <p>平成29（2017）年から千葉開港900年の2026年に向けて、千葉神社前の通町公園と中央公園を連結させる公園再整備計画が進められており、葭川公園を加えた3公園を連結させた中央区の広場が造られる予定である。この周囲には千葉パルコ跡地の商業施設なども建設中である。</p> <p>以上のことから、公園再整備計画を進める中で、モノレール駅名「葭川公園」を、中央区のにぎわいの場と、きぼーる・中央区役所、市美術館などの公共施設へのアクセスの駅として、市民が容易に認知することができる駅名へと変更することを要望する。</p>	都市局 都市部 交通政策課	<p>「葭川公園」という駅名については、開業前の平成10年に市民から応募された案に基づき、学識経験者、市議会議員、関係機関団体及び地域の代表者により組織された千葉市都市総合交通対策協議会にて選考されています。</p> <p>また、駅名を変更する場合、関東一円等で利用されているICカード（バスモ事業者）のシステム変更をはじめ、各駅の料金表などの看板や券売機の印字の変更、さらにはアナウンス設備の変更などが必要となり、これらの変更には多額の費用が見込まれるため、モノレール会社の経営状況からも、駅名を変更することは困難と考えております。</p> <p>葭川公園をはじめモノレール各駅の駅名は、会社やイベントなどの最寄駅等として案内されているなど、既に利用者の皆様に定着しているものと認識しておりますので、駅名を変更することは各種企業への負担や、利用者の混乱を招く恐れもあります。</p> <p>なお、昨年度からの取り組みとして、葭川公園駅と千葉みなと駅から命名したキャラクター鉄道むすめ「葭川となみ」をデビューさせ普及活動にも努めております。</p> <p>今後も、より一層、モノレール会社との連携を図り、モノレールの利用促進に努めてまいります。</p>
2	第5地区	<p>京成西登戸・新千葉駅利便性改善に市の協力を ※</p> <p>京成西登戸駅、新千葉駅は登戸、沙見・春日、新千葉地区の住民が千葉や東京方面に出る際の重要な交通機関ですが、50年前のホーム延長に伴う改築以来、千葉方面に出る場合、改札口から高い跨線橋を渡って反対側ホームに行かなければなりません。このため高齢者、車いす使用者や障害者、ベビーカー使用の幼児の家族などには大変不便です。私達は平成17年から14年間要望書を提出し、毎年千葉市長や京成本社などにこの状況の改善を訴えてきました。西登戸駅の利用客は昨年（2019年）平均1日約2,800名となり、また、新千葉駅もJR千葉駅の改築や西口地区的再開発が進行して利用者は増えています。</p> <p>平成30年5月、京成本社で幹部と面会し、常務・鉄道本部長から同年度より施行される「高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進の法改正」に合わせて地元のバリアフリーのまちづくり計画と連携して進みたいという前向きな回答が得られ、昨年（令和元年）10月京成電鉄から「西登戸駅リニューアル計画」が提示されました。令和2年9月駐輪場移転、駅舎新設工事開始、令和3年跨線橋撤去、新設のスロープ（補助金工事）をして令和4年に供用開始するべく工事が日々始まります。</p> <p>西登戸駅の駐輪場の移転やバリアフリースロープ新設に関しては千葉市の支援と協力をお願い致します。</p> <p>新千葉駅周辺もJR千葉駅西口の新千葉2、3地区開発の準備組合が発足し、町の整備が一層進みます。それに合わせて近接する京成新千葉駅も跨線橋を撤去してリニューアルされることを千葉市としても応援してください。</p>	都市局 都市部 交通政策課	<p>駅のバリアフリー化について京成電鉄と協議してきた結果、西登戸駅に関しては、京成電鉄が令和2～4年の3か年をかけて駅舎の耐震改修、跨線橋の撤去等工事を実施する予定と聞いています。</p> <p>今後、西登戸駅及び新千葉駅について現在の駅利用状況等を踏まえて、利便性向上に資する施設として京成電鉄に働きかけていくとともに、駅のバリアフリー化の推進にあわせて京成電鉄と引き続き協議してまいります。</p> <p>なお、鉄道駅のバリアフリー化につきまして、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄道駅を対象に鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設整備の実施に対し、国と共に補助を行うなど、継続的にバリアフリー化を促進しております。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
3	第9地区 第27地区	<p>避難所として活用する集会所の備蓄品の準備について 本年度に入って、新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針が示され、この中で、町内自治会等で所有する集会所を避難場所として活用することについて協力を求め、その際は避難所同様感染予防や感染拡大防止に努めるよう周知するとしてある。</p> <p>避難場所には非常食や水が必ず必要であり、本来行政ですぐ準備すべきものだとは思うが、時間がかかることも想定し、各町内自治会で組織する自主防災会に対して、最大1/2までの補助が受けられる自主防災組織資機材購入・賃借助成制度の助成対象として、集会所に備える非常食・水を「その他市長が購入を認めた資機材」に含めるよう要望したが認められなかった。なぜ認めないのか理由を明確にすることを要望する。</p> <p>今後、集会所を避難所として活用するのであれば、事前に災害用備蓄品を備える必要があるため、千葉市からの配布、備蓄品購入の補助金設定等の備蓄品としての対応を要望する。特に、上記非常食・水に加え、マスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生用品の配備はいち早くお願いたい。</p>	総務局 防災対策課	<p>現在、市では、感染症対策として、複数の避難先を確保する「分散避難」を推進するとともに、避難時にはマスク、消毒液、体温計などを持参するよう周知を図っています。</p> <p>分散避難の一つの選択肢として、集会所を避難場所として活用していただくことを考えており、その運用について検討中のところですが、備蓄品については、集会所の収容可能人数に応じて食料（アルファ米）及び飲料水を配備する予定としております。なお、他の衛生用品の配備については、今後の検討課題として認識しております。</p> <p>また、食料・飲料水を自主防災組織資機材購入・賃借助成制度の対象としている理由は、救助活動等の自主防災組織としての活動で使用する資機材の購入を後押しすることを目的とした助成金であり、一般的の避難者が使用する消耗品については助成対象外としているためです。今後、本要望を踏まえ、助成対象の拡大等も含めた助成金制度の見直しについて検討していきます。</p>
4	第13地区	<p>都市計画道路の早期着工・完成について「仁戸名町～古市場町線」 ※ 日頃から当地域の環境保全と環境整備に深いご理解と格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>表題のことにつきまして、平成6年度・8年度・更に平成12年度と要望書を提出し25年の歳月を迎えますが、着工の兆が見えないため、平成30年度及び昨年（令和元年度）に再度要望書を提出いたしました。</p> <p>昨年の回答によりますと、新規路線となる「生実町古市場町線」（平成27年度の都市計画道路の見直しにより、「仁戸名町古市場町線」から変更）の早期事業化は難しい状況であり、本路線につきましては、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮した上で事業化を検討との回答をいただきました。</p> <p>地元地域の強い要望もあり、優先順位の事柄と今後の見通しについて具体的にご説明をいただきたく、今年度も継続し要望いたします。</p> <p>【明徳高校前より生実台セブンイレブン間の早期着工を切にお願い申し上げます。 この完成により、地域の環状道路として利用でき、通学路の安全も確保され、特に、現状の急な坂をのぼるバス路線が変わることによって、大変危険となっている道路状況が改善されることになりますので、何卒ご配慮賜りたく、優先順位の打上と早期着工、完成を要望いたします。】</p>	建設局 道路部 道路計画課	<p>事業効果の早期発現の観点から、現在着手している路線の完成を優先して進めているところであります、新規路線の早期事業化は難しい状況です。</p> <p>本路線を含む未整備の都市計画道路について、今後の見通しは具体的に定まっておりませんが、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮したうえで事業化を検討して参ります。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
5	第16地区	<p>都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について ※</p> <p>第16地区連協の区域内である京成大森台駅付近を起点とし、大網街道までの「加曾利町大森町線」の整備に伴い、大森台駅の駅前広場やロータリーの整備も含まれると思うが、駅前広場から駅改札口までの動線についてバリアフリーに配慮して整備するようお願いし、また同時にエレベーターの設置についても同時に整備できるように京成電鉄と協議を行うこと。また、坂道の頂上付近となる喜久屋酒店前交差点（中央区仁戸名町601番地16地先）への信号設置について、道路整備と一緒にできるよう中央警察署との協議を行うこと。</p> <p>松ヶ丘小学校の東側擁壁を改修し付近の歩道についても十分に幅員を確保するよう計画すること。</p> <p>従来より要望している、松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町5-52番地付近から中央区仁戸名町532番地先の大網街道までの区間の拡幅についても早急に実現されまますよう要望いたします。</p>	<p>都市局 都市部 交通政策課</p> <p>建設局 道路部 道路計画課 ／ 建設局 道路部 街路建設課</p> <p>教育委員会 教育総務部 学校施設課</p>	<p>駅施設のエレベーター設置について、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）および同法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を対象に、各鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設整備の実施に対して補助を行い、バリアフリー化を促進しております。</p> <p>大森台駅は令和元年度の1日当たり平均利用者数が2,936人と、基準には達しておりませんが、利用者数は微増ながら年々増えており、また継続的に地元の皆様からも要望等をお寄せいただいております。</p> <p>このため、利用者数3,000人を目指として、バリアフリー化を早期に実現できるよう、京成電鉄と協議してまいります。</p> <p>現在、ご要望の加曾利町大森町線と連絡する南町宮崎町線（京葉道路の大森橋から宮崎町の青葉の森通りまでの区間）について、早期完成に向け、整備を進めているところであります。</p> <p>加曾利町大森町線の京成大森台駅付近から大網街道までの区間につきましては、南町宮崎町線の事業完了後、事業化を目指していきたいと考えております。</p> <p>また、大森台駅の駅前広場から開札口までのバリアフリーへの配慮や、喜久屋酒店前交差点への信号機設置につきましては、事業化の際に検討を進めて参ります。</p> <p>ご要望いただいた松ヶ丘小学校の東側擁壁改修につきましては、今年度実施設計を進めしており、令和3年度以降に工事を行う予定です。歩道の拡幅についても道路整備と連携し、実施設計の中で十分に検討を行ってまいります。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市政相談）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
1 第3地区		<p>鶴沢町及び旭町において繰り返し発生する浸水被害の改善 市立鶴沢小学校周辺と旭町30番地付近において大雨のたびに発生する浸水被害の改善をお願いするものであります。 直近では、昨年（令和元年）台風15号、19号の大雨による被害が発生し、雨水のみならずマンホールから汚水が噴出し極めて不衛生な状況になり2日後に付近一帯の消毒をして頂いております。 旭町においては、3軒の床下浸水が生じました。 各地において短時間に100mmを超す大雨による被害が生じている今日、早期に対応を要望致します。</p>	建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	当該地域の浸水対策については、地元自治会からの要望に対し適時側溝、集水樹及び取付管の詰まりを調査し、必要に応じて清掃作業を実施します。
			建設局 下水道建設部 雨水対策課	鶴沢町及び旭町については、雨水対策重点地区整備基本方針における重点地区に位置付けられており、既存の雨水管や調整池などの施設能力の再検証を行い、施設を最大限に有効活用するとともに、新たに貯留施設やバイパス管などの検討を進めて参ります。
			建設局 下水道建設部 下水道維持課	マンホールからの汚水噴出については、污水管への不明水侵入調査を進めて参ります。
2 第9地区		<p>市道大巣寺50号線等の安全対策について ※ この要望は市道仁戸名115号線と大網街道の交差点から西福寺下交差点までの約1.6km区間の安全対策についてのもので昨年も要望いたしました。地元で感じている危険箇所は主なもので8ヶ所ほどあり（別紙①～⑧）、そのうち重要課題の1つである西福寺下交差点の改良（別紙⑧）については信号機のスクランブル化をはじめ対応していただき、現在、その効果を評価しているところです。また、もう一つの重要課題の花輪町166番地先の交差点の改良（別紙④）については路面標示の追加等は行ってもらいましたが、心配な状況が続いています。 昨年の要望に対する回答として、「整備の必要性について検討するため、現地調査等を行ってまいります。」とありましたので、早急に交通量調査を含む現地調査を実施していただき、手をうてるものから逐次実施することを要望します。 なお、別紙①はクランク状カーブでバス・トラック等の大型車がくると対向車は通行不可。②は山側から土砂等が道路上に崩れ、歩行スペースがない。③の交差点は見通しが悪く、急坂を下りてくる自転車等との接触事故多い。⑤⑥⑦カーブで道中狭く小さな接触事故多い等の状況です。</p>	建設局 道路部 道路計画課 ／ 建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	<p>現地調査を実施し対策を検討したところ、以下の対策について、早期に対応可能でありますので逐次実施して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対向車同士がカーブに同時に進入してそれ違い困難となるのを防止するため、カーブの手前に対向車への注意を促す路面標示「対向車注意」を設置いたします。 ② 今年度、土砂等の撤去を実施いたします。 ③ 自転車の交差点への飛出しによる事故を防止するため、交差点の手前に注意を促す安全対策施設を設置いたします。 ④ 交差点内の事故を防止するため、交差点内および交差点の手前に交差点への注意を促す路面標示を設置いたします。 ⑤⑥⑦ カーブでの対向車同士の接触を防止するため、カーブの手前に対向車への注意を促す路面標示「対向車注意」を設置いたします。 <p>今後も、実施可能な対策があれば対応して参ります。</p>
3 第9地区		<p>中央区南町「蘇我駅前」「蘿池公園」交差点信号機を歩車分離式に変更をお願いしたい 蘇我駅前、蘿池公園交差点は、通勤、通学時に歩行者が多く、右左折の自動車による危険が絶えない。 特に「蘿池公園」交差点は、隣接する宮崎小学校の多くの児童が、登下校に利用する信号機である。 歩行者の安全のため、また、青葉の森通りの渋滞解消のため、早急に、信号機を歩車分離式に変更して頂きたい。</p>	市民局 市民自治 推進部 地域安全課	<p>要望のありました、「交通信号機を定期式から歩者分離式に変更」につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、要望場所の地域を管轄する千葉中央警察署に情報提供いたしました。</p> <p>警察からは</p> <p>要望場所の2つの交差点は、横断歩道を利用する歩行者を多く認めます。歩行者の横断時の安全確保のためには、歩者分離式信号機は有効な手段ですが、一方、歩行者専用の時間帯を設けることで、車両が進行できる時間帯が短くなることになり交通の円滑性が阻害される可能性もありますので、警察本部交通規制課と協議し交通量をはじめとした現場の交通状況を調査し、変更に向けた検討をしていきたいと思います。</p> <p>との回答を頂きました。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
4	第9地区	<p>蘇我1-34-8（地番）より、北及び東方面の側溝を暗渠として整備した後に歩道としての活用を図る 蘇我1-34-8（地番）（千葉南税務署入口交差点）から北方向、蘇我小学校方面及び東方向、蘇我中学校方面に向かう道路に沿って水路が設置されていてこの周辺の居住者は橋を架けて住居からの往来を確保している。 掛けられた橋も設置から50年以上を経過していて崩壊する事故も想定されているのでこの水路を暗渠として整備して施工面を歩道として使用し通学等に利用する歩行者の安全性と利便性を確保したい。 なお、本要望に対しては周辺住民52名の嘆願を得ています。</p>	建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課 / 建設局 下水道建設部 雨水対策課	<p>千葉南税務署入口交差点から東方向の道路については、水路側に歩道が無いことから、水路を暗渠化して歩道とする整備を進めて参ります。 千葉南税務署入口交差点から北方向については、水路側に歩道が約2.0m確保されていることから、早期に整備をすることはできませんが、今後利用状況を見ながら検討して参ります。</p>
5	第13地区	<p>村田町19号線上的生浜踏切の拡幅及び前後道路の整備について ※ 「2019年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項」において、車両の運行等の安全確保を主たる理由として、今後10年にわたって計画されている村田町19号線整備計画（平成31年2月街路建設課）のうち、生浜踏切の拡幅及びその前後の整備について、早急な実施を市に求めたところ、 「・・・（略）・・・。今後、残る未整備区間について、道幅が狭い箇所など①緊急性の高い箇所から順に、測量や設計を実施し、②次年度以降事業用地の取得を開始する予定としている。 なお、事業区間にある生浜踏切については、・・・（略）・・・、③早期整備ができるよう、JR東日本と調整していく。」 との回答が担当課（建設局道路部道路計画課、街路建設課）からあった。 同回答の内容は、村田町19号線整備計画（平成31年2月街路建設課）の確認に止まっており、「早急な実施」の要望に対する回答としては具体性がない。 よって、下記の3点について、その具体的な回答を求めるものである。 1 「①緊急性の高い箇所から順に」の優先順位とその箇所について 2 「②次年度以降事業用地の取得を開始する予定としている。」の具体的な年次計画について 3 「③早期整備ができるよう、JR東日本と調整していく。」の早期とは具体的にいつを目指しているのか、について</p>	建設局 道路部 道路計画課・ 街路建設課	<p>1 事業効果の早期発現を図るため、旧道との交差点を先行し、以降は幅員が狭い箇所から順次整備を行います。 2 主要地方道千葉鴨川線との交差点から生浜踏切方向に約140mの区間の用地取得については、令和3年度から着手する予定です。 3 生浜踏切の整備については、具体的な時期をお示しすることは出来ませんが、JR東日本との協議により、千葉市内で現在着手している2箇所の踏切の整備が完了した後、実施することとしております。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
6	第16地区	<p>松ヶ丘町23・6号線の道路整備について</p> <p>松ヶ丘町23号線の終点部と松ヶ丘町25号線の交差点に「一時停止標識」「停止線（止まれ）」「カーブミラー」の設置を要望します。当該地点は松ヶ丘小学校・中学校の通学路にあたり、23号線を抜け道として使用する車が多く、児童・生徒との接触事故の危険性が非常に高いため、早急な整備改修をお願いいたします。</p> <p>また、松ヶ丘6号線が松ヶ丘公園と接している部分（松ヶ丘公園入口交差点から松ヶ丘公民館入口付近）は道路幅員が狭く、対面で車両が通行すると歩行者が歩けません。歩行者は公園内敷地を通ることを余儀なくされています。道路拡張による歩道整備、又は公園内に遊歩道を整備し歩行者の安全確保を要望します。当該地点も松ヶ丘小学校・中学校の通学路にあたり、接触事故の危険性が非常に高いため、早急な整備をお願いいたします。</p>	<p>市民局 市民自治 推進部 地域安全課</p> <p>建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課 建設局 道路 部 道路計画課</p>	<p>要望がありました、一時停止規制の新設につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、要望場所の地域を管轄する千葉中央警察署に情報提供いたしました。</p> <p>警察からは</p> <p>同所の交差点は主道路（市道松ヶ丘町25号線（松葉小路））と従道路（市道松ヶ丘町23号線（旭小路））の丁字路交差点で主道路には中央線や外側線が引かれており、主従が明確あります。</p> <p>現在、主道路・従道路の優先関係が明確な交差点、特に丁字路交差点には一時停止規制は実施しない方針となっております。</p> <p>本件道路にあっては、従道路側が幅員4メートル弱であり、一時停止の標識を設置すると、これを避けるため、より見通しの悪い民家のブロック塀が設置されている右側に寄って走行することになり、一時停止をしたとしても主道路側・従道路側共に著しく見通しが悪くなり、かえって事故を誘発する可能性が高まる恐れがあります。</p> <p>との回答を頂きました。</p> <p>（松ヶ丘町23号線） 当交差点には隅切りが設置されており見通しが確保できることから、歩行者と自動車との接触事故を防止するため、交差点への注意を促すよう交差点内にクロスマーカーおよびドットラインを設置して参ります。</p> <p>（松ヶ丘町6号線） 用地取得を伴う拡幅整備につきましては、現在着手している事業の完成を優先しているところであり、新たな拡幅整備の早期事業化は困難な状況であります。 公園内の遊歩道整備につきましては、関係部署と連携を図り、検討して参ります。</p>
7	第16地区	<p>仁戸名町16号線の道路整備について</p> <p>松ヶ丘中学校前の歩道部分より星久喜三差路交差点方面への歩道について、トップマート駐車場に隣接する部分が非常に狭く路盤も斜めになっており、車いすやベビーカーでの通行が危険である。早急な歩道の整備を要望します。</p>	<p>建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>仁戸名町16号線の道路整備を行うためには、道路の境界確定が必要となることから、来年度以降に境界確定協議について検討して参ります。</p>
8	第16地区	<p>仁戸名町87号線の道路舗装改修について</p> <p>仁戸名町87号線の終点付近（中央区仁戸名町526番地付近）の道路舗装について、各種工事により舗装表面に段差が発生しており、付近住民が転倒する事案が発生している状況です。速やかに道路舗装の改修をお願いいたします。</p>	<p>建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>当該路線の道路舗装改修につきましては、次年度以降順次対応して参ります。</p>

議案第1号

令和2年度事業報告について

令和2年5月千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を書面にて開催し、令和元年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和2年度事業計画（案）及び令和2年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

令和2年4月10日	きぼーる11階大会議室において、令和元年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。
令和2年4月15日	<p>第1回理事会を書面にて開催し、以下の事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 令和2年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の選出について2 千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について3 令和2年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の開催方法について4 令和2年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について5 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の選出について6 功労者表彰について7 令和2年度要望事項について
令和2年5月8日	通常総会を書面にて開催し、令和元年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和2年度事業計画（案）及び令和2年度予算（案）を可決した。
令和2年6月16日	臨時三役会をきぼーる11階小会議室において開催し、以下の事項を協議した。

令和2年6月29日	第2回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室1・2において開催し、以下の事項を協議した。 1 令和2年度要望事項について 2 令和2年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
令和2年9月28日	第3回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室1・2において開催し、以下の事項を協議した。 1 令和2年度要望事項の回答（区連協要望、市政相談）について
令和2年10月18日	第28回中央区ふるさとまつりの開催が企画されていたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から中止となった。
令和2年11月	新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、中央区町内自治会連絡協議会活動研修会の開催を中止とした。
令和2年11月8日	九都県市合同防災訓練の主会場訓練は中止となったが、規模を縮小し、新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設訓練を実施した。
令和3年1月18日	第4回理事会を書面にて開催し、以下の事項について、協議及び報告した。 (議題) 1 令和3年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について 2 令和3年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について (報告) 1 第43回ごみ問題検討委員会について

令和3年3月23日

三役会及び第5回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室
1・2において開催し、以下の事項を協議した。

(議題)

- 1 令和2年度収入支出決算見込について
- 2 令和3年度役員選出（案）について
- 3 令和3年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会の開催方法
について
- 4 中央区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正
について

収入支出決算書

【収 入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	摘要
項	目					
補 助 金	区連協補助金	1,424,000	△ 485,766	938,234	938,234	区連協:550,004円、地区連協:388,230円(※1) (地域運営交付金を除く(第9、13、16地区))
負 担 金	負 担 金	279,050	△ 152,000	127,050	127,050	63,525世帯×2円(地区連協負担金)(※2)
繰 越 金	前年度繰越金	524,988		524,988	524,988	
雑 収 入	雑 収 入	8		8	9	預金利子
計		2,228,046	△ 637,766	1,590,280	1,590,281	

(※1) 活動研修会の中止等に伴う、区連協補助金の市への戻入 485,766円

(※2) 活動研修会の中止に伴い、活動研修会参加者負担金の収入なし 76人×2,000円=152,000円 (活動研修会参加者負担金当初予算額)

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	(B) のうち 補助対象経費	(B) のうち 補助対象外経費	予算残額 (A) - (B)	摘要 ※下線は、補助対象外経費
項	目								
交 付 金	地 区 連 協 金 地 交 連 付 協 金	615,830	△ 224,175	391,655	388,230	388,230	0	3,425	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	88,053	488,053	488,053	488,053	0	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、 体温計、郵便代
会 議 費		142,000	356	142,356	117,063	117,063	0	25,293	
	総 会 費	124,000	0	124,000	98,707	98,707		25,293	総会資料作成、総会案内はがき代
	役 員 会 議 費	18,000	356	18,356	18,356	18,356	0	0	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	30,000	0	30,000	23,947	23,947	0	6,053	表彰者記念品代、表彰状(6名)
涉 外 費	涉 外 費	33,000	0	33,000	0	0	0	33,000	
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	△ 502,000	0	0	0	0	0	
旅 費	費 用 弁 償	104,000	0	104,000	48,000	48,000	0	56,000	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	401,216	0	401,216	0	0	0	401,216	
合 計		2,228,046	△ 637,766	1,590,280	1,065,293	1,065,293	0	524,987	

【全体】

(収入済額)

(支出額)

(令和3年度への繰越金)

1, 590, 281円 - 1, 065, 293円 = 524, 988円

(参考)

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額		補正予算額		予算現額 (A)		支出額 (B)		予算残額 (A) - (B)		摘要 ※下線は、補助対象外経費
項	目											
		補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	
交付金	地区連携交付金	615,830	0	△ 224,175	0	391,655	0	388,230	0	3,425	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事務費	事務費	400,000	0	88,053	0	488,053	0	488,053	0	0	0	事務用品、町内自治会のしおり 作成、体温計、郵便代
会議費		142,000	0	356	0	142,356	0	117,063	0	25,293	0	
	総会費	124,000	0	0	0	124,000	0	98,707	0	25,293	0	総会資料作成 総会案内はがき代
	役員会議費	18,000	0	356	0	18,356	0	18,356	0	0	0	三役会・理事会費用
表彰費	表彰費	30,000	0	0	0	30,000	0	23,947	0	6,053	0	表彰者記念品代、表彰状(6名)
涉外費	涉外費	0	33,000	0	0	0	33,000	0	0	0	33,000	
事業費	活動研修費	350,000	152,000	△ 350,000	△ 152,000	0	0	0	0	0	0	
旅 費	費用弁償	104,000	0	0	0	104,000	0	48,000	0	56,000	0	理事、監事の費用弁償
予備費	予備費	0	401,216	0	0	0	401,216	0	0	0	401,216	
小計		1,641,830	586,216	△ 485,766	△ 152,000	1,156,064	434,216	1,065,293	0	90,771	434,216	
合計		2,228,046		△ 637,766		1,590,280		1,065,293		524,987		

議案第3号

令和2年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
令和2度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和2年度収入支出決算書及び関係
帳簿・証書類

監査期日

令和3年4月12日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところなく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和3年4月12日

監事

氏名

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

議案第4号

千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則の一部改正（案）について

【改正経緯】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会及び理事会の一部が書面開催、書面決議となりました。

しかしながら、これまでこのような事例を想定していなかったため、千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則において、書面開催、書面決議に関する明確な規定がなされていませんでした。

当議案は、自然災害等により総会及び理事会の対面による開催が困難な場合における書面開催、書面決議に関する運用について明確化するため同会則を一部改正するものです。

【千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則 新旧対照表】

新	旧
(総 会) 第13条 1～5 (略) <u>6 自然災害等により、総会の招集が困難で あり会長がやむを得ないと認めるときは、 総会は書面により開催することができる。 この場合、会員の過半数の書面による回答 が得られることを必要とする。</u> <u>7 書面により開催する総会の議事は、期日 までに回答された議決権行使書の過半数を もって決し、可否同数のときは、会長の決 するところによる。</u>	(総 会) 第13条 1～5 (略) <u>6 (追加)</u> <u>7 (追加)</u>
(理事会) 第14条 1～3 (略) <u>4 自然災害等により、理事会の招集が困難 であり会長がやむを得ないと認めるとき は、理事会は書面により開催するこ とができる。この場合、理事の過半数の書面によ る回答が得られることを必要とする。</u> <u>5 書面により開催する理事会の議事は、期 日までに回答された議決権行使書の過半数 をもって決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。</u>	理事会) 第14条 1～3 (略) <u>4 (追加)</u> <u>5 (追加)</u>
(三役会) 第15条 1～3 (略)	(三役会) 第15条 1～3 (略)

<u>4 自然災害等により、三役会の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。</u>	<u>4 (追加)</u>
附 則 この会則は、平成4年5月24日より施行する。	附 則 この会則は、平成4年5月24日より施行する。
附 則 この会則は、平成5年5月9日より施行する。	附 則 この会則は、平成5年5月9日より施行する。
附 則 この会則は、平成6年5月15日より施行する。	附 則 この会則は、平成6年5月15日より施行する。
附 則 この会則は、平成16年5月16日より施行する。	附 則 この会則は、平成16年5月16日より施行する。
附 則 この会則は、平成24年7月1日より施行する。	附 則 この会則は、平成24年7月1日より施行する。
附 則 この会則は、平成30年5月12日より施行する。	附 則 この会則は、平成30年5月12日より施行する。
<u>附 則 この会則は、令和3年5月 日から施行する。</u>	

(案)

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帶意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名	理事	若干名
副会長	2名	監事	2名
会計	2名		

(役員の選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

(案)

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときを開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

(案)

- 6 自然災害等により、総会の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは、総会は書面により開催することができる。この場合、会員の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 7 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 自然災害等により、理事会の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。
- 4 自然災害等により、三役会の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

(案)

附 則

この会則は、平成 4年 5月 24日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6年 5月 15日より施行する。

附 則

この会則は、平成 16年 5月 16日より施行する。

附 則

この会則は、平成 24年 7月 1日より施行する。

附 則

この会則は、平成 30年 5月 12日より施行する。

附 則

この会則は、令和 3年 5月 日より施行する。

(案)

別表

地区町内自治会連絡協議会名	
1	第 2 地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第 3 地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第 4 地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第 5 地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第 8 地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第 9 地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都 地 区）町内自治会連絡協議会

議案第5号

令和3年度役員（案）の承認について

会長 鈴木 喜久

副会長 笠原 新一

副会長 石川 和利

会計 岩本 潤

会計 坂田 富男

議案第6号

令和3年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること

区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。

2 要望事項等の促進に関すること

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。

3 功労者の表彰に関すること

本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。

4 区民意識の啓発

区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。

5 研修会の実施

先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。

6 その他必要な事項に関すること

その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和3年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和3年 4月	会計監査	4月12日(月)
	理 事 会	4月16日(金)
	5月 令和3年度通常総会	5月 8日(土)
	理 事 会	月 日()
	8月 中央区防災訓練	8月29日(日)
	9月 三 役 会 ・ 理 事 会	月 日()
	10月 中央区ふるさとまつり	10月17日(日)
	11月 活動研修会	
	令和4年 1月 理 事 会	月 日()
	3月 三 役 会 ・ 理 事 会	月 日()

収入支出予算書（案）

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘要 要
項	目				
補 助 金	区連協補助金	1,442,000	1,424,000	18,000	区連協：831,450円、地区連協：610,550円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負 担 金	負 担 金	277,164	279,050	△ 1,886	62,582世帯×2円（地区連協負担金） 76人×2,000円（活動研修会参加者負担金）
繰 越 金	前年度繰越金	524,988	524,988	0	
雜 収 入	雜 収 入	8	8	0	預金利子
計		2,244,160	2,228,046	16,114	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 (A)		前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘要
項	目	補助対象経費	補助対象外経費			
※下線は、補助対象外経費						
交 付 金	地区連協交付金	610,550	610,550	0	615,830	△ 5,280 地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
事 務 費	事 務 費	400,000	400,000	0	400,000	0 事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		122,000	122,000	0	142,000	△ 20,000
	総 会 費	103,000	103,000	0	124,000	△ 21,000 総会資料作成、総会案内はがき代
	役員会議費	19,000	19,000	0	18,000	1,000 三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	25,000	25,000	0	30,000	△ 5,000 表彰者記念品代、表彰状
涉 外 費	涉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0 年賀名刺交換会会費（区連協会長）、見舞金、弔慰金
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	350,000	152,000	502,000	0 視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	104,000	0	104,000	0 理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	447,610	0	447,610	401,216	46,394
合 計		2,244,160	1,611,550	632,610	2,228,046	16,114

令和3年度地区連協交付金明細書

令和3年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
中央区	2	10	500	5,000	5,514	10	55,140	20,000	80,140
	3	27	500	13,500	5,325	10	53,250	20,000	86,750
	4	23	500	11,500	6,287	10	62,870	20,000	94,370
	5	6	500	3,000	5,537	10	55,370	20,000	78,370
	8	22	500	11,000	8,310	10	83,100	20,000	114,100
	21	13	500	6,500	1,711	10	17,110	20,000	43,610
	27	24	500	12,000	3,596	10	35,960	20,000	67,960
	45	10	500	5,000	2,025	10	20,250	20,000	45,250
	計	135	500	67,500	38,305	10	383,050	160,000	610,550

-26-

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	92,980
	16	72,050
	計	337,120

議案第8号

令和3年度議長及び監事の選任について

第9地区町内自治会連絡協議会

議長

()

第13地区町内自治会連絡協議会

監事

()

第21地区町内自治会連絡協議会

監事

()

千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関するこ
と。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名	理事	若干名
副会長	2名	監事	2名
会計	2名		

(役員の選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときを開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決すことと

し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会に提出する事項の審議に関するここと。

(2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 4年 5月 24日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6年 5月 15日より施行する。

附 則

この会則は、平成 16年 5月 16日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年 7月 1日より施行する。

附 則

この会則は、平成30年 5月12日より施行する。

別表

地区町内自治会連絡協議会名	
1	第2地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第3地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第4地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第5地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第8地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第9地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都 地 区）町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
表 彰 内 規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員（監事を除く）の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表 彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。